

経済協力開発機構 (OECD)が税源浸食と 利益移転(BEPS) プロジェクトに係る最終 レポートを公表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構(OECD)は、2015年10月5日、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画における15の重点分野について、最終レポートを公表しました。OECDは、同時に発表された解説文書において、BEPSに関する作業の次のステップを説明しています。これには、技術的な事項に関する追加的作業とBEPS推奨事項の実施に関するモニタリングの計画が含まれています。本レポートの公表に併せて、OECDは最終的なBEPS成果物の概要を伝える記者会見と技術的な説明会を開催し、ウェブキャストで配信しました。

OECDは、最終レポートは、以下の異なる区分に分けられる推奨事項からなるものであると述べています。

- ▶ 合意した最低基準: 有害な税制上の慣行(行動5)、租税条約の濫用防止(行動6)、国別報告書(行動13)、及び紛争解決(行動14)についての推奨事項
- ▶ 強化された国際基準: OECD移転価格ガイドラインの改訂(行動8-10)及びOECDモデル租税条約の改訂(行動7恒久的施設の認定を含む)
- ▶ 国内法の共通アプローチとベスト・プラクティス: ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント(行動2)、外国子会社合算税制(行動3)、利子損金算入制限(行動4)、及びアグレッシブな税務プランニングの開示(行動12)
- ▶ 分析レポート: 電子経済についての課税上の課題(行動1)、BEPSに関するデータ及び分析(行動11)、並びに条約に基づく推奨事項実施のための多国間協定(行動15)

OECDはまた、「BEPS以後の環境」について手短かに説明していますが、そこではBEPSの推奨事項を首尾一貫して実施することへの注力と、二重非課税、二重課税双方への影響をモニターすることの重要性を強調しています。解説文書はOECDとG20諸国が、2020年まで協調して活動を継続することに合意したとしています。これは「BEPS最終レポートの実施を支援しモニターする、より包括的な枠組」の構築を目指すものであり、G20諸国は2016年2月の会合までに、そのような枠組の提案を行うよう求めています。その間OECDは、移転価格に関する後続プロジェクトを含むいくつかの行動計画に関する追加的作業を終了させることとなります。

最終レポートは、2015年10月8日にペルーのリマで開催されるG20財務相会議に提出され、そこでの検討後、11月15日、16日にトルコのアンタルヤで開催予定のG20サミットにおいて、G20首脳承認を得ることとなります。

各行動計画に関する最終レポートの詳細分析は、順次EY税務速報でお伝えして行く予定です。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20151008

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp